

外部評価機関 第6回委員会 議事要録

1. 開催日時：令和8年3月19日（木） 13:30～15:10
2. 開催場所：－ ※Web開催
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 小野〔東京大学〕
 - 【委員】 平岩〔日本品質保証機構〕
上参郷〔電気安全環境研究所〕
 - 【オブザーバー】横山〔経済産業省〕
 - 【事務局】 原山、小林、永野、西島〔日本電気協会〕

4. 配付資料：

※ 注：著作権の関係から、資料番号に下線が付いているものは、資料を配付せずに画面投影のみ。

- 資料 No.1-1 外部評価機関 委員名簿（令和8年3月19日現在）
- 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No.1-3 外部評価機関 第5回委員会 議事要録（案）
- 資料 No.2 日本電気技術規格委員会について
- 資料 No.3 令和7年度 日本電気技術規格委員会において実施した民間規格等リスト化の評価プロセスに関する適合性確認について
- 資料 No.4-1 JESC E2018(2015)「高圧架空電線路に施設する避雷器の接地工事」
- 資料 No.4-2 JESC E2019(2015)「高圧ケーブルの遮へい層による高圧用の機械器具の金属製外箱等の連接接地」
- 資料 No.4-3 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請（JESC E2018(2015)、E2019(2015)）（国へ提出した要請書）
- 資料 No.5-1 JESC E7001(2025)「電路の絶縁耐力の確認方法」
- 資料 No.5-2 JESC E7002(2025)「電気機械器具の熱的強度の確認方法」
- 資料 No.5-3 電気設備の技術基準の解釈に関連付けられた JESC 規格の一部改定に関する報告（JESC E7001(2025)、JESC E7002(2025)）（国へ提出した報告書）
- 資料 No.6-1 JIS G 3129(2024)「鉄塔用高張力鋼鋼材」
- 資料 No.6-2 JIS C 8201-3(2025)「低圧開閉装置及び制御装置—第3部：開閉器、断路器、断路器用開閉器及びヒューズ組みユニット」
- 資料 No.6-3 JIS G 3456(2024)「高温配管用炭素鋼鋼管」

- 資料 No.6-4 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JIS 規格との関連付けに関する要請
(JIS G 3129(2024)、JIS C 8201-3(2025)、JIS G 3456(2024))
(国へ提出した要請書)
- 資料 No.7-1 JIS T 1022(2023)「病院電気設備の安全基準」
- 資料 No.7-2 JIS B 8210(2025)「安全弁」
- 資料 No.7-3 JIS B 8265(2024)「圧力容器の構造—一般事項」
- 資料 No.7-4 JIS G 3101(2024)「一般構造用圧延鋼材」
- 資料 No.7-5 JIS G 3106(2024)「溶接構造用圧延鋼材」
- 資料 No.7-6 JIS G 3474(2024)「鉄塔用高張力鋼管」
- 資料 No.7-7 電気設備の技術基準の解釈に関連付けられた JIS 規格の改定及び定期確認
に関する報告 (JIS T 1022(2023)、JIS B 8210(2025)、JIS B 8265 (2024)、
JIS G 3101(2024)、JIS G 3106(2024)、JIS G 3474(2024)他 7 規格) (国へ
提出した報告書)
注:「他 7 規格」は定期確認のため外部評価機関の審議対象外
- 資料 No.8-1 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術
基準 (電気設備に関するもの) への適合性確認のプロセスについて (内規)
の制定について (国の要件)
- 資料 No.8-2 民間規格評価機関に係る手続の見直しについて (第 30 回 電力安全小委員会
資料 3 より)
- 資料 No.9 日本電気技術規格委員会 規約等一式

5. 議事要旨 :

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者が「外部評価等に係る要領」第 6 条で規定する全委員の出席 (3 名) を満たすことが報告され、委員会の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 電力安全課より横山係長の参加について報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より議題及び配付資料について説明後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらぬことが委員会で確認された。

5-4. 第5回委員会 議事要録(案)の確認(審議)

事務局より、資料 No. 1-3 に基づき、前回の第5回委員会 議事要録(案)について説明が行われた。

審議の結果、出席委員の全員賛成により承認された。

5-5. 日本電気技術規格委員会について

事務局より、資料No.2 に基づき、日本電気技術規格委員会について説明があった。なお、資料は最新の情報を反映したものとなっている。

5-6. 令和7年度 日本電気技術規格委員会において実施した民間規格等リスト化の評価プロセスに関する適合性確認について(審議)

事務局より、資料No.3 からNo.7-7 に基づき、令和7年度 日本電気技術規格委員会において実施した民間規格等リスト化の評価プロセスに関する適合性確認について説明があった。

審議の結果、下記の修正箇所を反映することを条件に、出席委員の全員賛成により承認された。

以下に主なコメントを示す。

(質問：Q、回答：A、コメント：C)

C1：資料No.3、P25、3.規格作成機関の審議の状況、説明欄の「・民間規格等作成機関の技術的専門性の確認」において、「配電専門部会の規約」は記載ミスであるため、「発変電専門部会及び送電専門部会の規約」に修正する。

Q1：資料No.3、P38、7-4.国へ報告した電技解釈の新旧対照表、本件は電技解釈の改正を伴わない審議案件であるが、電技解釈の新旧対照表を掲載し、現行欄と改正案欄を記載していることに違和感を覚えた。しかし、P39の7-5. JESC ホームページに掲載した民間規格のリストでは、引用規格の年号は改正されているため、審議案件の全体を見れば改正の扱いとなっていると分かる。電技解釈の変更はないが、きちんと内容を確認した結果、引用規格の年号を改正したと考えればよいのか。

A1：その通り。ただし、電技解釈に変更がない審議案件についても、新旧対照表を掲載して改正案欄を記載するのが適切かどうか悩ましいところではある。改正案欄に現行の電技解釈の文章をそのまま掲載した場合、改正の有無が分かりにくくなることから、記載に工夫がいると思う。

Q2：強い意見ではないが、今までルールに従って行ってきたのであれば、電技解釈の改正を伴わない審議案件に、新旧対照表の改正案欄があることに違和感を覚えた旨を議事要録に残しておいた方が良く考える。改正案欄があって、どこにも変更箇所がない場合は、資料の記載ミスではないかと思ってしまう。

A2：内容が分かりやすくなる様に、次回から資料を工夫する。

Q3：資料の記載については、可能であれば見直すという程度として捉えれば良い。

A3：ご指摘を踏まえ、記載方法について検討する。なお、既に国へ報告書を提出しているため、次回以降に記載を見直したい。なお、一つの案ではあるが、電技解釈は改正されないため、改正案欄に電技解釈の文章を記載するのではなく、「変更なし」のみを記載すれば分かりやすくなるのではないかと思う。記載の見直しについては、報告を受ける国の電力安全課と相談しながら決めていきたい。

6. その他

6-1. 次回の委員会開催日時について

事務局より、次回の委員会は、2027年3月29日（月）13:30から開催する予定であるとの説明があった。

6-2. 国の内規の改正について（報告）

事務局より、外部評価機関に係る国の内規である、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」（以下、「内規」という）が改正されたとの報告があった。

主な内容は、以下の通り。

- ・令和7年11月20日付で内規が一部改正となった。
- ・変更となった項目は、「3. 民間規格等の省令基準への適合性確認のプロセス」である。
- ・具体的には、国は民間規格評価機関が要件を満たしていることの確認は、「1年ごとの定期報告」であったものが、「継続して評価を適切に実施していると国が認めた民間規格評価機関にあっては、3年ごとに行う定期報告」に変更となった。

以下に主なコメントを示す。

（質問：Q、回答：A）

Q1：従前は、1年ごとにJESCの活動等について国へ定期報告を行っていたが、JESCは継続して評価を適切に実施していると国が認めた民間規格評価機関に該当すると判断されたため、3年ごとの定期報告に変更になったとの旨の説明であった。外部評価機関は、年1回の委員会開催から変更はないか。

A1：その通り。外部評価機関の委員会開催頻度には変更がないため、従前通り年1回となる。

6-3. 議事要録確認方法の変更等について（審議）

事務局より、議事要録確認方法の変更等について説明があった。

審議の結果、出席委員の全員賛成により承認された。

主な内容は、以下の通り。

- ・現在の外部評価機関 議事要録の確認手順
 - ① 「議事要録(ドラフト)」を発言者に確認
 - ② ①の確認後、「議事要録(案)」に変更
 - ③ 「議事要録(案)」を委員会の全員に配付
 - ④ 次回委員会当日に「議事要録(案)」を審議し、承認された後に「議事要録」に変更
 - ⑤ 数ヶ月後、JESC ホームページに掲載
- ・現在の確認手順では、次回の委員会開催が約1年後であるため、正式な「議事要録」として JESC ホームページに掲載されるのは約1年後となる。
- ・JESC ホームページに「議事要録」を迅速に掲載するため、今後は、委員会後の議事要録の確認手順を次のように変更する。
 - ① 「議事要録(ドラフト)」を委員会の全員に確認
 - ② ①の確認後、「議事要録(ドラフト・コメント反映版)」に変更
 - ③ 「議事要録(ドラフト・コメント反映版)」を委員会の全員に確認
 - ④ ③の確認後、「議事要録(案)」に変更
 - ⑤ 小野委員長に「議事要録(案)」の確認を依頼し、承認された後に「議事要録」に変更
 - ⑥ JESC ホームページに掲載
 - ⑦ 次回委員会で、前回「議事要録」を報告

以上